

自転車に交通反則通告制度(青切符)の適用が導入されます！

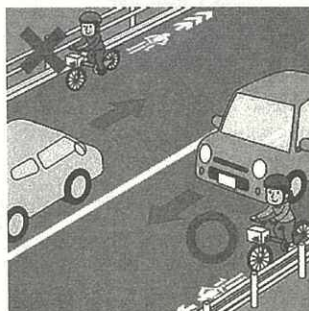
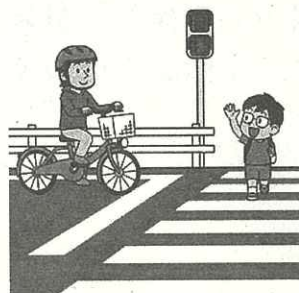
令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者を対象として、
交通反則通告制度(青切符)が導入されます。
自転車に乗るときは、交通ルールを守り安全に運転しましょう。

交通反則通告制度とは？

比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

反則金の対象となる交通違反(一部抜粋)

- ・携帯電話の使用等
(ながらスマホ運転)
反則金 12,000円
- ・遮断踏切立ち入り
反則金 7,000円
- ・逆走、信号無視
反則金 6,000円
- ・一時不停止、無灯火
傘差し運転
反則金 5,000円
- ・並進、二人乗り
反則金 3,000円



飲酒運転などの重大な違反行為は、赤切符が交付され、刑事手続きの対象となります。

回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

藤沢市交通安全対策協議会

事務局：藤沢市防犯交通安全課 Tel 0466-50-8250 (直通)

裏面もあります→

自転車のルール、守れていますか？

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

・令和5年度4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

→ヘルメット着用時と非着用時を比較すると、非着用時の死者・重傷者の割合は約1.7倍高くなっています。ヘルメットを正しく着用して頭部を保護しましょう！



ヘルメットで、
安心キュン♡

・令和6年の藤沢市の交通事故発生件数は981件で、神奈川県内の市町村では5番目に多い件数でした。藤沢市は平坦な道が多く自転車の利用も多いため、自転車事故は265件で事故の割合が約27%と県平均より高いです。

ルールを守って事故も違反も防ぎ、安全第一を心がけましょう！



自転車も、
交通ルールを守ろう！